

議案第 1 4 号

羽生市まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例

羽生市まちづくり自治基本条例（平成 2 1 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（議会の権限及び責務）</p> <p>第 1 5 条 議会は、直接選挙により市民の信託を受けた議員によって構成される羽生市の<u>議事機関</u>であり、市政運営を監視し、けん制し、及び調査する権限を有する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人情報の保護）</p> <p>第 2 4 条 市は、<u>法令等</u>の定めるところにより、個人情報の取扱いにおいて個人の権利利益及びプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、かつ、実施する責務を有する。</p>	<p>（議会の権限及び責務）</p> <p>第 1 5 条 議会は、直接選挙により市民の信託を受けた議員によって構成される羽生市の<u>議決機関</u>であり、市政運営を監視し、けん制し、及び調査する権限を有する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人情報の保護）</p> <p>第 2 4 条 市は、<u>別に条例</u>の定めるところにより、個人情報の取扱いにおいて個人の権利利益及びプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、かつ、実施する責務を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明